

第5章 民生委員・児童委員関係団体の概要

1. 民生委員協議会の運営…………… 5-1
2. 大阪府民生委員児童委員協議会連合会…………… 5-4
3. 全国民生委員児童委員連合会…………… 5-9
4. 社会福祉協議会…………… 5-10

第5章 民生委員・児童委員関係団体の概要

1. 民生委員協議会の運営

(1) 民生委員協議会の性格と任務

民生委員は、地域において民生委員法第 14 条に定められた職務内容をそれぞれ個別活動として進めるほか、第 20 条により民生委員相互で民生委員協議会を作り、組織活動を進めることが義務付けられています。

民生委員は、住民の人権やプライバシーに大きく関わりながら福祉の増進を図るという極めて公共性の強い職務を担っています。そのため、委員の個人的感情や判断による独断的な対応を避ける必要から、委員相互が活動の拠点として意志統一をはかり、学びあい、連絡・協力しあって地域住民の福祉の増進を図る機関として民生委員協議会の設置が法的に義務付けられています。つまり、民生委員協議会は、民生委員がその職務の遂行を円滑にし、協力を通じてお互いが向上するために民生委員自らが組織する法律上設置が定められた団体です。

民生委員協議会の任務（第 24 条）

- ① 民生委員が担当する区域または事項を定めること。
- ② 民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること。
- ③ 福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること。
- ④ 必要な資料及び情報を集めること。
- ⑤ 職務に関して必要な知識及び技術の修得をさせること。
- ⑥ その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること。

民生委員協議会は、上述の任務の他、民生委員の職務に関して必要と認める意見を関係各庁に具申することができます。つまり、民生委員協議会や民間活動のみでは解決しえない問題について、必要な施策の充実や公的解決を住民に代わって社会的に代弁する役割があります。

また、民生委員・児童委員が職務を遂行する上において生ずる疑問を解消し、一層効果的な活動の展開を図るためには、民生委員協議会における職務研究が旺盛に実施されることが肝要であり、その中でも特に次の点に留意して調査研究活動を進めることが大切です。

調査研究活動の留意点

- ① 今日の地域福祉課題に見合う活動を民生委員の側から主体的、積極的に選択していくこと。
- ② 要援護者との関わりについては、関係行政機関をはじめ関係者と連絡調整すること。
- ③ 今日の児童をめぐる諸問題が極めて多様化し、かつ深刻化している中で、児童委員としての活動を一層積極的に取り組むこと。

(2) 民生委員協議会の運営

民生委員協議会は、設置が法律上義務付けられているものの、運営は民生委員協議会の自主性に任せられています。民生委員活動を刷新し、基盤の強化を図るには、全員で定めた活動目標のもとに、統制のとれた活発な事業を行うことが必要です。また、絶えず厳しい自己反省と評価を行い、企画指導、問題解決力の涵養に努め、会務の運営に当たっては、行政や社会福祉協議会との関係を一層緊密に保持することも大切です。

そこで、民生委員協議会が民主的に運営され、組織強化を図るためには、次のことに留意する必要があります。

民主的な運営方法

- ① 会長、副会長は単に経験年数だけでなく真の適任者を自主的、民主的に選出すること。
- ② 民生委員一人ひとりの任務分担を個々の資質や技能、持ち味などを生かし決めること。
- ③ 活動計画及び予算などを自主的、民主的に決定すること。
- ④ 活動に必要な資料や情報を集め、民生委員相互間での研修を促進すること。
- ⑤ 規約を制定すること。
- ⑥ 運営については透明性を確保するよう努めること。

また、民生委員協議会の効果的な会議の運営方法を例示すると次のとおりです。

効果的な会議の運営方法

- ① 会議は全員出席を原則として、開会時間等を皆で申し合わせ必ず厳守し、毎月 1 回は必ず開催する。
- ② 会議のとりまとめ役となる議長とは、会長のみならず、皆で交代する方法もよい。
- ③ 会議は形式ばらず、全員が話し合える場となるように工夫する。そのため、全員が役割を分担し、自主的に運営する。
- ④ 時間配分に留意し、伝達等報告事項は短時間に行い、地域における福祉課題について話し合う時間（事例検討）を多くする。
- ⑤ 民生委員協議会をさらに実りあるものとするため、全委員が部会に所属、研究事項を分担するなどして、それぞれの委員から研究発表を行い、全員で協議を深めるなど知恵と力を出し合う場とする。
- ⑥ 欠席委員には、迅速かつ正確に会議内容を伝達する。

(3) 会長の役割

民生委員協議会には、民生委員法第 25 条により会長 1 名を置くこととなっています。

会長は、民生委員協議会を代表し、会議を招集するとともに、その運営を円滑に進める役割を担っています。

また、同法施行令第 11 条第 2 項により、会長に事故があり、会長としての職務が遂行できないときは、あらかじめ互選により定められた者が職務を代理することとされています。

会長は、構成員である民生委員の互選によって決められ、任期は 1 年です。

地域福祉活動を推進する民生委員協議会活動が円滑に進むかどうかの「カギ」のひとつは会長にあります。

会長の役割

① 構成員全員の意志統一を図り、チームワークをつくること。

民生委員協議会の具体的な活動目標あるいは共通課題を全員で確認するとともに、全委員がそれぞれの役割を分担し、共通課題に対して組織的な協同活動を行うようにすること。

② 個々の民生委員が民生委員協議会の場で学びあう機会を提供すること。

民生委員協議会の場において事例検討の内容、方法等を検討させるとともに、常に社会福祉事務所や社会福祉協議会などの連携を保ち、さらに、時代に即応した知識や新たな社会福祉制度の内容について研究する機会をつくること。

③ 個々の民生委員の活動を掌握すること。

各民生委員が持っている「活動記録」「世帯票」「生活福祉資金借受世帯援助記録票」などの諸票は民生委員協議会の活動においても大きな素材となるものである。

したがって、活動実績を民生委員協議会単位でまとめ、地域における福祉課題を把握し、民生委員協議会に積極的に提供するなど活用を図ることが大切である。

また民生委員が替わる場合には、これら諸票をはじめ日常活動の引継ぎが適切に行われるように指導する必要がある。

④ 社会福祉団体、機関と構成員である民生委員との連絡調整を行うこと。

原則毎月 1 回会長連絡会が開催されるので、会長は、必ず出席し、民生委員協議会を代表して意見等を発表するとともに、会長連絡会において得た情報を正しく、確実に伝えることが必要である。

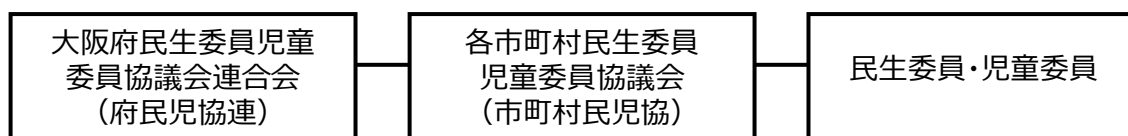
2. 大阪府民生委員児童委員協議会連合会

(1) 沿革と目的

大阪府民生委員児童委員協議会連合会（略称：府民児協連）は、従前の大阪府民生委員連盟を昭和 51 年 4 月 1 日に改組したもので、各市町村民生委員協議会をもって組織されており、府内民生委員・児童委員相互の連絡協調を図り、民生委員・児童委員精神の高揚に努め、行政や社会福祉協議会、自治会、ボランティアなど関係機関・団体と連携して、地域福祉の推進と児童福祉の増進に寄与することを目的とした各種事業を実施しています。

事業実施にあたっては、各市町村民生委員協議会の分担金及び大阪府の補助金等によって実施しています。

(2) 組織



(3) 事業

| | |
|------------------------------|---|
| ①部会等による自主研究活動 | 企画調査部会、児童福祉部会、地域福祉部会、広報部会をはじめ、民生委員・児童委員活動の推進、府民児協連の事業実施に必要な部会、委員会を設け、調査・研究を実施。 |
| ②児童委員活動の強化と児童虐待防止・子育て支援事業の充実 | a. 児童福祉部会、主任児童委員連絡会の開催 b. 地域実態調査・分析・提示等の実施 c. 調査報告書、広報物、啓発物等の作成・配布 |
| ③市町村民児協の運営と活動の充実強化 | 市町村民児協における各種事業に対する助成 |
| ④大阪府民生委員・児童委員大会 | 民生委員・児童委員の活動の進展を図るため、毎年 1 回開催。（府・府社協との共催） |
| ⑤研修の実施 | 民生委員・児童委員活動の推進に必要な各種研修 |
| ⑥広報・啓発活動の充実 | a. 機関紙の発行 b. 民生委員・児童委員活動を PR するためのグッズの作成 |
| ⑦その他 | a. 総会、理事会、正副会長会をはじめとした各種会議の開催 b. 物故民生委員・児童委員に対する弔慰金の給付 c. 市町村民児協に対する活動助成金の交付 d. 全国研修等への民生委員・児童委員の派遣 など |

(4) 事務局

| | | | | |
|---------|--|--------|--------------|--|
| 住所 | 〒542-0065 大阪府中央区中寺 1-1-54 | | | |
| 電話番号 | 06-6762-9486 | FAX 番号 | 06-6762-9487 | |
| HP アドレス | 大阪府民生委員児童委員協議会連合会 http://www.osakafusyakyō.or.jp/minkyō/index.html | | | |

大阪府民生委員児童委員協議会連合会規約

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本会は、大阪府下民生委員・児童委員相互の連絡協調を図り、民生委員・児童委員精神の高揚に努め、民生事業児童福祉事業関係者と連携して府民生活の安定向上と児童福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 2 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 2 民生委員・児童委員精神の高揚
- 3 府民生活の向上及び児童福祉の増進に関する調査研究
- 4 民生委員・児童委員事業の普及徹底
- 5 民生委員協議会相互の連絡協調
- 6 社会福祉関係諸団体との連絡協調
- 7 民生委員・児童委員事業に関する資料の収集刊行
- 8 その他本会の目的達成に必要な事項

(名 称)

第 3 条 本会は、大阪府民生委員児童委員協議会連合会と称する。

(事務所の所在地)

第 4 条 本会の事務所を大阪府大阪市中央区中寺 1 丁目 1 番 54 号、大阪社会福祉指導センター内に置く。

(組 織)

第 5 条 本会は、大阪府内（大阪市、堺市を除く。）各市町村民生委員児童委員協議会をもって組織する。

第 2 章 役員及び職員

第 1 節 役 員

(役員の数)

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- | | | |
|-------|-----|-----|
| (1) 会 | 長 | 1 名 |
| (2) 副 | 会 長 | 5 名 |
| (3) 理 | 事 | 若干名 |
| (4) 評 | 議 員 | 若干名 |
| (5) 監 | 事 | 若干名 |

(役員を選任)

第 7 条 会長、副会長は、理事会において、理事の中から互選する。

- 2 理事は、市町村民生委員児童委員協議会会長及び大阪府民生委員児童委員協議会連合会主任児童委員連絡会代表 1 名をもって充てる。別途定める基準により、理事会の議を経て民生委員・児童委員以外の者から理事を定めることができる。

- 3 監事は、市町村民生委員児童委員協議会会長の中から、理事会において理事の中から互選する。別途定める基準により、理事会の議を経て、民生委員・児童委員以外の者から、定めることができる。
- 4 評議員は、理事会の議を経て別に定める基準により、市町村民生委員児童委員協議会から推薦された者を会長が委嘱する。

（ 役員 の 任期 ）

第 8 条 本会の役員 の 任期 は、3 年 とする。

- 2 補欠によって就任した役員 の 任期 は、前任者 の 残任 期間 とする。

（ 役員 の 職務 権限 ）

第 9 条 会長 は、本会 を代表 し、一切 の 会務 を統轄 し、会議 の 議長 とする。

- 2 副会長 は、会長 を補佐 し、会長 支障 あるときは、あらかじめ会長 が指定 する 順序 により、その 職務 を代理 する。
- 3 正副会長 は、本会 の 常務 を掌理 する。
- 4 理事 は、本会 運営 上 の 必要 な事項 を審議 する。
- 5 評議員 は、総会 の 構成員 として第 18 条 に定める 事項 を審議 する。
- 6 監事 は、本会 の 事業 運営 及び 会計 を監査 する。

（ 相談 役、顧問 及び 参与 ）

第 10 条 本会 に相談 役、顧問 及び 参与 を置く。

- 2 相談 役は、民生 委員・児童 委員 及び、民生 委員・児童 委員 として本会 役員 であったものの中から理事会 の 議を経て、会長 が委嘱 する。
- 3 顧問 は、大阪 府福祉 部長、及び大阪 府社会 福祉 協議会 常務 理事 の職にある者をもって充てる。
- 4 参与 は、大阪 府福祉 部関係 室長 の職にある者をもって充てる。

第 11 条 相談 役は、本会 の 運営 について相談 に応じるものとする。

第 2 節 職 員

（ 職 員 ）

第 12 条 本会 の 事務 を処理 する ため、事務局 を置く。

- 2 事務局 には、必要 に応じ、次 の 職員 を置く。
 - (1) 事務局 長 1 名
 - (2) 事務局 次長 1 名
 - (3) 主 事 若干名
- 3 事務局 職員 は、会長 が任命 する。

（ 職員 の 職務 権限 ）

第 13 条 事務局 長 は、会長 を補佐 し、本会 の 事務 を処理 するとともに、この 事務 に従事 する 職員 を指揮 監督 する。

- 2 事務局 次長 は、局長 を補佐 し、局長 不在 のときは、その 職務 を代理 する。

第 3 章 会 議

（ 会 議 ）

第 14 条 会議 は、総会、理事会 及び 正副 会長 会 とする。

(召 集)

第 15 条 会議は、会長が召集する。

(定足数)

第 16 条 会議は、構成員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、これを開くことはできない。

(議 事)

第 17 条 議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、出席者として議決に加わることはできない。

(総 会)

第 18 条 総会は、理事及び評議員をもって構成し、次の各号に掲げる本会運営上の基本的事項を審議する。

(1) 予算及び事業計画に関すること。

(2) 決算及び事業報告に関すること。

(3) その他

2 監事は、前項第 2 号の審議に加わることができない。

(理事会)

第 19 条 理事会は、本会運営上の重要事項として会長が附議した事項について審議する。

(正副会長会)

第 20 条 正副会長会は、会長、副会長をもって構成し、本会の事業執行上の重要事項について審議する。

第 4 章 部会、委員会、主任児童委員連絡会

(部会、委員会、主任児童委員連絡会)

第 21 条 本会の目的を達成するのに必要な調査、研究及び実践活動を行うため、必要に応じ部会、委員会を設けるとともに、主任児童委員連絡会を設置する。

(部会長、委員長、主任児童委員連絡会代表)

第 22 条 部会に部会長、委員会に委員長を置き、部会長、委員長は各部会委員会において選出する。

2 部会長、委員長、主任児童委員連絡会代表は、会長の求めに応じ、会議に出席し、部会に関する事項について意見を述べるものとする。

(部会、委員会、主任児童委員連絡会の運営)

第 23 条 部会、委員会、主任児童委員連絡会の運営に関する重要事項については、あらかじめ理事会の承認を受けなければならない。

第 5 章 資産及び会計

(資産の管理)

第 24 条 本会の資産は、理事会の定める方法により管理する。

(会 計)

第 25 条 本会は、一般会計のほか特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第 26 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(予 算)

第 27 条 本会の予算は、次の各号に定めるところにより、会長が編成し、総会の議決を経なければならない。

- (1) 本会の経費は、市町村民生委員児童委員協議会負担金・補助金・委託料及びその他収入をもって充てる。
- (2) 市町村民生委員児童委員協議会負担金の額は、理事会の議を経て定める。

(経 理)

第 28 条 本会の会計の経理は、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会経理規程を準用する。

第 29 条 本会の事業報告書、収支決算書及び財産目録は、毎会計年度終了後 2 か月以内に会長が作成し、監事の監査を経たのち、総会の議決を経なければならない。

第 6 章 規 約 の 改 正

(規約の改正)

第 30 条 この規約を改正しようとするときは、総会出席者の 3 分の 2 以上の議決を必要とする。

第 7 章 補 則

(施行細則)

第 31 条 この規約の施行についての必要な事項は、理事会の議を経て、会長が定める。

附 則

この規約は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、昭和 63 年 4 月 20 日から施行する。

この規約は、平成 元年 4 月 20 日から施行する。

この規約は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 12 年 9 月 5 日から施行し、平成 12 年 6 月 7 日に遡って適用する。

この規約は、平成 13 年 9 月 4 日から施行する。

この規約は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 20 年 3 月 4 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日に遡って適用する。

この規約は、平成 20 年 12 月 2 日から施行する。

この規約は、平成 21 年 4 月 14 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日に遡って適用する。

この規約は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

3. 全国民生委員児童委員連合会

(1) 沿革と目的

全国民生委員児童委員連合会(略称：全民児連)は、都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会(略称：都道府県・指定都市児協)を構成団体として組織される民生委員児童委員協議会の全国組織です。

(2) 組織

全民児連の事業や活動方針などはそれぞれの都道府県・指定都市児協の代表者がメンバーとなっている「評議員会」で決定され、理事会が執行機関となって実施されています。なお、事務局は、全国社会福祉協議会(略称：全社協)の民生部に置かれています。

(3) 事業

全民児連では、民生委員・児童委員制度に関する基本的な事項や民生委員・児童委員活動の強化推進に関する具体的方策に関する調査研究、活動実践の開発や発展をすすめるための各種事業を企画・実施しています。

1. 全国的な民生委員・児童委員活動の推進に関する方針等の提示

全国の民生委員・児童委員や民児協が取り組むべき課題について検討を行ない、定期的に「活動強化推進方策」「行動宣言」などとして提示し、全国的な実践を働きかけています。

2. 民生委員・児童委員活動に関する調査、研究

民生委員・児童委員活動の実態に関する定期的な調査(民児協活動実態調査等)を実施し、その分析に基づき、活動の充実に向けた課題等を明らかにするとともに、活動環境の整備に向け、関係機関への働きかけ等を行なっています。民生委員・児童委員が住民への相談・支援活動を行なっていくための課題別の活動指針の作成、また活動上の留意点を整理した資料の作成等を行なっています。

3. 民生委員・児童委員に対する専門的研修の実施

全国各地の民児協の役員やリーダー層を対象に、その力量を高め、また民児協活動の充実発展をめざす各種専門研修を実施しています。

4. 民生委員・児童委員に対する広報、情報提供

機関紙『民生委員・児童委員のひろば』、単位民児協会長のための情報誌『View』を発行し、福祉制度の動向や民児協活動に関する最新の情報を提供しています。毎年度発行する『民生委員・児童委員必携』、『児童委員活動の手引き』をはじめ、委員活動の参考となる各種資料を随時発行しています。

5. 民生委員・児童委員活動についての社会的周知、理解促進

民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備をはかるうえで重要な、住民や関係機関・団体の民生委員・児童委員に対する理解促進に努めています。そのため、毎年度、5月12日の「民生委員・児童委員の日」を中心に、「活動強化週間」を設定し、全国の民児協と連携し、各種の取り組みを行なっています。

6. 関係団体との連携、協力

厚生労働省や全国社会福祉協議会をはじめ、関係機関・団体等と連携をはかり、時々の福祉課題への対応について協働を進めています。

HP アドレス

全国民生委員児童委員連合会

http://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/zenmin_summary/index.html



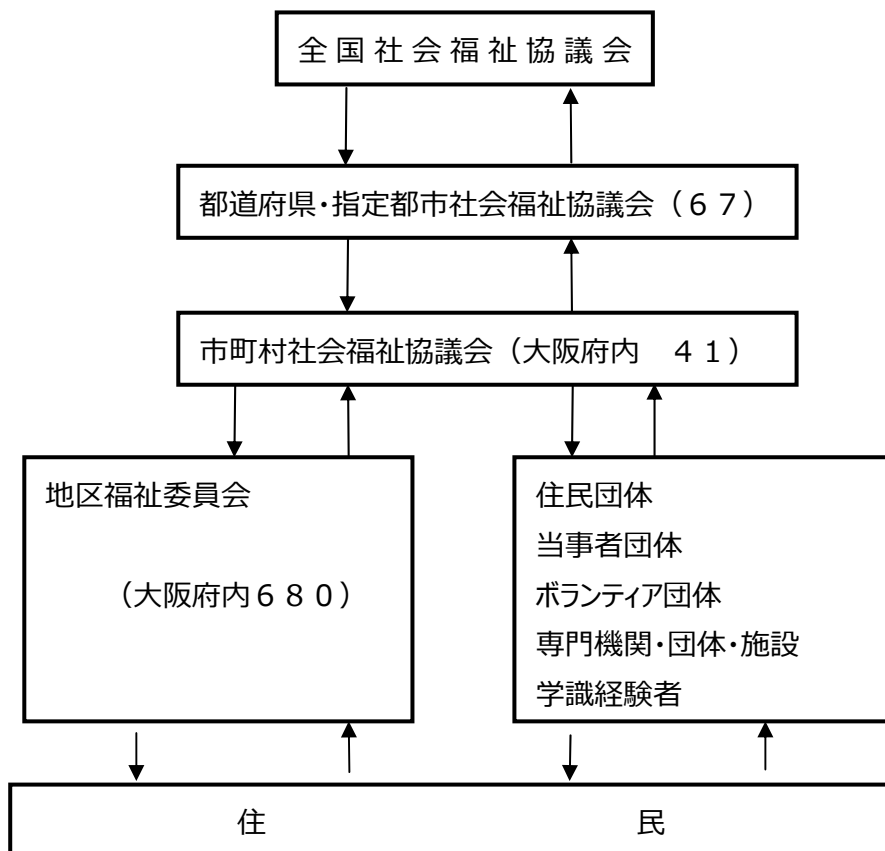
4. 社会福祉協議会

(1) 沿革と目的

社会福祉協議会は、地域住民が主体となって、社会福祉に関する理解と関心を深め、社会福祉関係団体等の行う福祉活動の連絡、調整、社会福祉事業についての普及及び宣伝、調査等を行うことによって、その地域における社会福祉の増進を図ることを目的とした民間の自主的団体です。

戦後わが国の社会福祉を民主的に発展させる目的で、昭和 26 年に制定された「社会福祉事業法」に基づいて、全国・都道府県社会福祉協議会が設立され、これに準じて市区町村社会福祉協議会が設立されました。現在、大阪府内の 41 市町村社会福祉協議会全てが社会福祉法人として認可を受け、住民生活に結びついた福祉活動を推進するために、小学校区単位等で地区福祉委員会を結成しています。

また、介護者の会等の当事者の組織化やボランティアの組織化が推進されています。



(2) 社会福祉協議会の事業

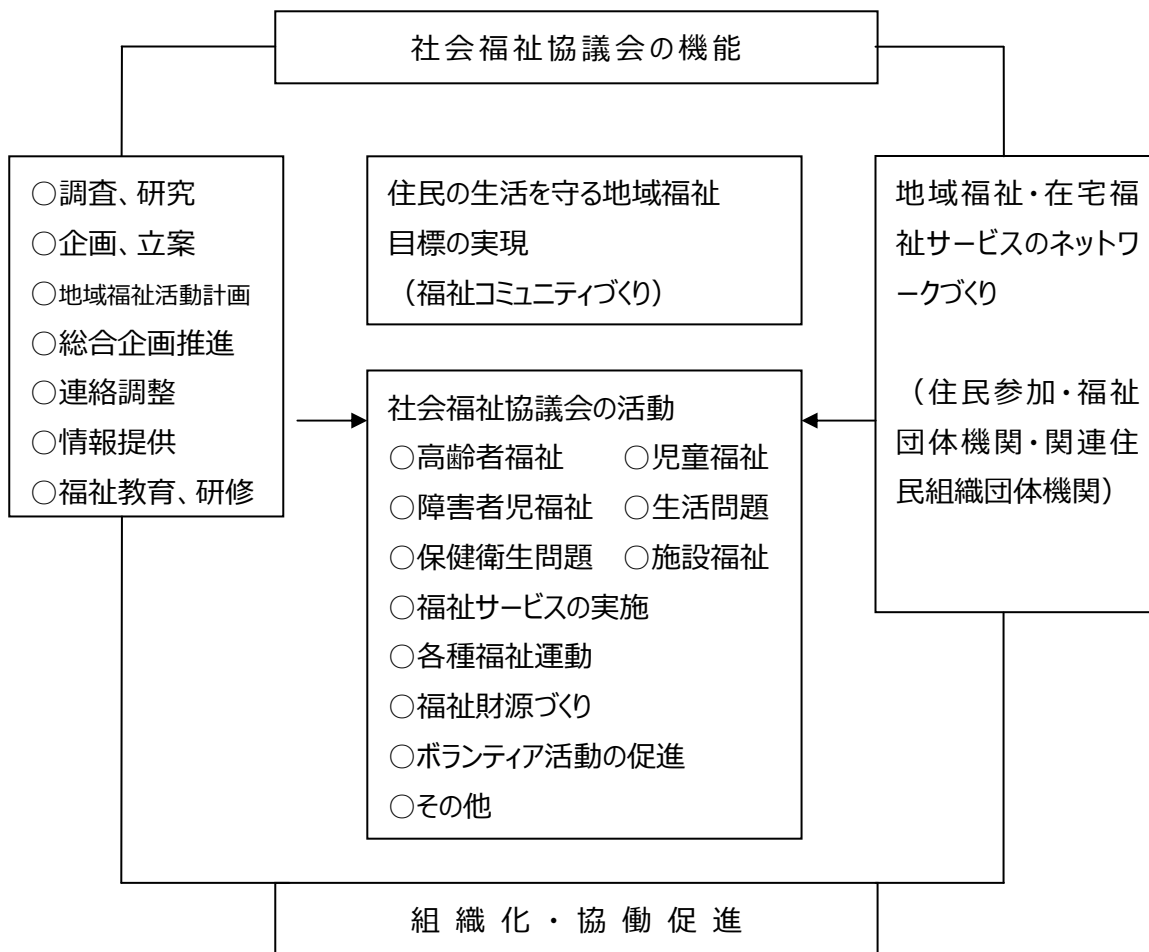
社会福祉法第 109 条及び第 110 条では、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であると定められ、次の事業をはじめ、地域福祉の推進を図るための事業を展開しています。

①市区町村社会福祉協議会（第 109 条）

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前 3 号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

②都道府県社会福祉協議会（第 110 条）

1. 前条第 1 項各号（第 109 条第 1 項 1 ～ 4）に掲げる事業であって各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの
2. 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
3. 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
4. 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整



(3) 社会福祉協議会の主な活動内容

① 福祉課題の把握、福祉推進に関する提言・改善運動、計画の策定

社会福祉協議会は、地域の福祉課題をたえず把握し、地域福祉活動計画の策定などの計画づくりをはじめ、その地域が目指す福祉目標の実現に向け、問題提起等を行います。

② 小地域活動の推進と地域の組織支援

地区福祉委員会や小地域を単位とした福祉推進組織の組織化に取り組んでいます。介護家族の会等の当事者組織の支援活動など、住民や当事者を主体としたまちづくりを進めています。

③ ボランティア活動の振興、啓発活動

各市町村社会福祉協議会にはボランティアセンターが設置され、ボランティアコーディネーターにより活動の紹介・斡旋、講座の実施や体験学習、ボランティアグループづくり等ボランティア活動の推進をしています。

④ 在宅福祉サービスの実施

社会福祉協議会では、民生委員・児童委員、地区福祉委員、ボランティア等と協力しながら、地域福祉課題の広がりに応じたさまざまな在宅福祉サービスを実施しています。

サービスには、介護保険事業サービスとして実施されるものや介護予防・生活支援事業として実施されるものとさまざまです。

近年では、小地域ネットワーク活動における声かけ・見守りや、いきいきふれあいサロン、ミニデイ事業、食事サービス、移送サービス等の活動が多くの社会福祉協議会で実施されています。

⑤ 生活福祉資金等貸付業務の実施

低所得者世帯や障がい者世帯、高齢者世帯等に資金の貸付を行うことによって生活向上・安定を図るとともに、相談を通じて福祉ニーズを掘り起こし、生活問題の解決の視点から必要な援助を組み立て、ニーズや問題解決に結びつけることを目指します。

⑥ 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の実施

知的障がいや認知症、精神障がいなどの理由により日常生活を営むのに支障がある方に対して、福祉サービスの利用に関して相談、援助を行い、福祉サービスの提供を受けるために必要な手続や費用の支払い、日常生活に必要な金銭管理を支援する事業です。

都道府県社会福祉協議会を実施主体としていますが、相談や実際のサービスの提供は市町村社会福祉協議会で行われています。